

平成24年度第1回京都市子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会 会議録

1 日 時 平成24年6月4日（月）午後6時45分～午後8時45分

2 場 所 こどもみらい館 第1研修室

3 出席委員 （五十音順、敬称略）

礪貝，大畑，奥村，小倉，小嶋，佐古，高林，中川，中村，西脇，升光，松永，水野，
宮本，森，山口

4 次 第

子育て支援政策監あいさつ

委員紹介，事務局紹介等

(1) 平成24年度の審議事項及びスケジュールについて

(2) 平成24年度行動指針について

(3) 実践推進者表彰について

(4) 報告

5 会議録

子育て支援政策監あいさつ

お仕事などでお疲れの晩に，子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会に御出席いただき，御礼申し上げます。本年度，最初の推進協議会の開催に当たり，簡潔に御挨拶させていただく。

皆様方には，日頃，京都市政の推進，とりわけ子どもたちの育ちと保護者の子育て支援に，多大の御支援，御協力をいただいていることに，心から御礼申し上げます。

この協議会については，昨年4月に定めた「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」に基づき，7月に設置して以来，4回の協議会を開催し，憲章の理念の普及や実践活動の拡大のため，行動指針の策定，また憲章の優れた実践者の表彰の実施などにつき，精力的な御審議の中から，貴重な御意見や御示唆をいただくなど，大変お世話になった。

さて，今年度，平成24年度は，条例に掲げた必要な場合に見直しを行うまでの3年間の中間に当たる年である。今年度の推進協議会においては，今年度の行動指針の策定，次に実践推進者表彰の取組について御審議いただくとともに，あわせて，子どもの健やかな育みを脅かす状況等を勘案したうえ，来年度，平成25年度中を目途とする条例の，規制も含めた見直しの必要性及び方向性についても，御議論いただきたいと考えている。

また本年は，平成19年2月5日の「子どもを共に育む京都市民憲章」の制定から5年を迎えた。これを機会として，憲章を広く市民の方々に知っていただき，その理念を浸透していくための取組についても，特に，御提言，御助言を賜れば幸いである。

京都市においても，基本計画である「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン」の11の重点戦略の1つに『子どもと親と地域の笑顔があふれる「子どもを共に育む戦略」』を掲げたところであり，皆様方としっかりと手を携えて，「子どもを共に育む京都市民憲章」に基づく行動の輪を広げ，市民ぐるみ・地域ぐるみの取組を推進して参るので，今後とも，推進協議会の皆様の御理解，御協力をお願い申し上げたい。

どうか，「子どもを共に育む京都市民憲章の実践」がより一層広がり，推進されるよう，今年度

も実りある御議論をお願いして、私の挨拶とさせていただきます。

委員紹介，事務局紹介

新任の委員が全て欠席のため、名簿で委員を確認。事務局から欠席委員を紹介。

事務局職員紹介。

(1) 平成24年度の審議事項及びスケジュールについて

事務局

(資料2に沿って説明)

本年度の主な審議事項は、①行動指針の審議、②表彰の審査、③条例の見直しの3点。

スケジュールは、第1回から第3回の内容は記載の通り。

会長

皆様からの御意見を伺いたい。

内容は良いのではないかと。毎月会議をするという意見も出てくるかもしれないが、皆様お忙しい中で、コンパクトに審議して参りたい。

副会長

できる限り集まる機会を持つということも重要だと思うが、委員の皆さんお忙しい方ばかりなので、3回で、ポイントを絞って開催するというのは良い。私はこのまま進めていただければ良いと思う。

会長

今のところは了解いただいたということで、事務局の原案で進めていく。

(2) 平成24年度行動指針について

事務局

(資料3-1に沿って説明)

平成23年度行動指針の「京都市の具体的行動」ごとに、関連する京都市の取組を説明。

(資料3-2に沿って説明)

「子どもを共に育む京都市民憲章」取組等に関する団体アンケートの結果(36団体・個人から回答)について、説明。団体の取組については資料参照で報告は割愛。複数団体から共通して挙げられた「課題」として、①社会や親の規範意識が低下していること、②虐待防止の観点から地域のネットワーク再構築の必要があること、③昨今の痛ましい事故を受けた交通対策、④自然体験や芸術体験など本物を子どもたちに経験させる必要があること、について報告。

(資料4-1，4-2に沿って説明)

平成24年度行動指針(案)について説明。

基本的には、昨年度、この推進協議会で御審議いただいた平成２３年度の行動指針を尊重したいと考えている。以下、変更点を説明する。

まず、昨今の痛ましい事故等を受け、「子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守るために」の項目に、交通安全対策を入れている。交通安全対策については、重点行動に盛り込むかどうかを含め、御検討いただきたい。

次に、「子どもたちを育む自然の恵みを大切にし、社会の環境づくりを優先するために」の項目について、昨年度末に京都市において「真のワーク・ライフ・バランス推進計画」を策定したこと、また、京都府との事業統合に基づく文言整理を行うため、修正を行っている。

また、児童虐待対策の京都市の具体的行動の項目について、昨年度は「初産婦等への家庭訪問…」としていたが、よりわかりやすく丁寧な表現にするために、担当部署からの意見を踏まえ、「望まない妊娠等、妊娠に関する悩みを抱える方…」という表現に変更している。

最後に、インターネット不適切利用対策の項目に、昨今急速に普及が進むスマートフォン対策について文言を追加している。スマートフォンは単なるフィルタリングでは対応できないという課題もあるため、ここの部分を強調し、京都市の具体的行動に位置付けている。

会長

まず、平成２３年度の実施について、御意見や反省点などがあれば、御発言いただきたい。

委員

妊娠期からの子育て支援の推進の部分で、初産婦の全戸訪問とあるが、平成２３年度から全戸訪問を目指して実施しているということか。

事務局

平成２３年７月から実施している。

委員

この事業を通じて、浮かび上がってきた課題や見えてきた問題があれば教えていただきたい。

また、取り組まれたことは分かるが、その結果どうなったかを知りたい。事業の報告としてはわかるが、取り組んでどうなったかという報告をいただけると、「じゃあそれを受けて２４年度は」という話につなげやすい。

事務局

初産婦訪問については、政令市で初めての取組として、昨年７月から実施している。評価については、まだ関係部局が取りまとめていないので、取りまとめ次第、各委員の皆様へ報告したい。

その他の事業についても、全ての事業の平成２３年度分の総括がまだできていないので、現時点では、責任を持ってお答えをできる状況にない。決算市会等を含め、各部局の総括ができ次第、１１月の第２回推進協議会では、平成２５年度行動指針の議論も始まるので、整理したうえで、各事業の効果を含めて説明したい。

会長

現在、人づくり21世紀委員会で、「困った親」「悩みを抱えている親」への調査をしようという取組を始めようとしており、そうした観点からの質問と思う。

平成23年度は、東日本大震災の影響で地域力が問題になり、行動指針の2つの重点行動に震災に関する取組を入れたという経過があった。その他、委員の様々な御意見をいただいた。

委員

先ほどの御発言を聞き、取組の効果ははっきりとは出ないだろうなと思いつつ、「生活実感としてどうなのかな？」と考えている。憲章を推進する条例ができて、年度毎の行動指針を立てて、それに対する具体的な方策を試みていく。実際に取り組む主体は、地域であり、保護者であり、育ち学ぶ施設であり、市でありということで、主体者は我々だが、やりながらというか、やれていないところもありながら、子どもたちを育む環境自体はやってもやってもどんどん悪くなっていくという実感なのか、それとも手応えがあつてまんざらでもないという実感なのか、自分でもつかみきれない中で、続けていかなければならない。行動指針を立てている私たちの中にどうした実感があるのかをつかみきれないと、次の年度の行動指針を策定しても、「また出てきたね、少し違っているね」という感覚になってしまう。私たちがどうした実感を持っているのか、私自身、つかみきれない中で、24年度の行動指針を立てないといけない、この状況に苦慮している。

委員

資料3-2に、京都市民生委員連盟から提出した課題も書いてあるが、地域との関係ができていない。民生委員の活動の中で非常にネックとなっている大きな問題点は、集合住宅の問題である。集合住宅が増える中で、変な個人主義が蔓延し、孤立していく。ネットワークも何もない。接触ができず、実情が把握できない、中で何が起きているかわからない。そうした中で、子育て（支援）も老人（福祉）もやっている。現在の生活保護の問題もそう。集合住宅の中で起きていることがつかめないというのが、一番の問題。これをなんとかしないと、全ての問題が解決しない。

委員

学校現場は子どもを通して、色々な課題も見え、改善している面も見えやすい。小学校では、幼稚園や児童館との連携の中で、未就学の子どもの情報も、兄弟関係や保護者の話の中から拾い上げられる。小学校の範疇でない部分もあり、その部分は児童相談所へ伝えて対策を練っていただいたり、子ども支援センターなど一番身近で親や地域の方が相談しやすいところを紹介したりする。そうした情報も、アンテナを高くしていると手に入れることができる。

そうした中で、条例ができたからとまでは言わないが、その気運は少しずつ高まっていて、いわゆる「ほったらかし状態」は良くなっている気がする。特に、交通安全対策についても、非常に迅速に、地域そして行政に動いていただいている。警察だけでなく土木事務所など色々な機関が、道路の安全対策についても、学校現場、教育委員会、行政の三者で実際に現場に来て見ていただいている。子どもたちの教育の中でも、防犯、次に地震が起こって防災へ視点が

行き、それから一番身近な交通安全対策へと、4月からまだ短い間だが、また新たに見直す気運が高まっている。

ただ一方で、見守り活動など色々な部分で、現役の保護者や学校ができないところを地域に頼ってしまっている。子どもに関わっている当該組織がもっと動けば良いのにとこの意見もある。しかし、決して悪くなっているとは学校現場では思っていない。

会長

この場では、皆様の意見を集約するということではなく、行政に色々な意見を反映していただくということで、忌憚のない御意見をいただければ。

交通安全の部分で、亀岡や祇園で起こったものは、交通事故というより犯罪ではないかと思う。ハードだけではなく、規範意識の問題ではないか。

副会長

昨年は3月11日に東日本大震災が起こって、多くの大人が、子どもたちの問題も含めて、これからのこの国のあり方を考えていかなければならないという思いを強くしたのではないかと思う。東日本大震災の後、結婚する方が増えたという統計もあると聞いている。家族の結びつきや地域のつながりの大切さを、あの東日本大震災は私たちに思い起こさせてくれた。ただ、今、私たちの周りを見回すと、どのようにして地域のつながりをつくっていくのか、家族の温かさを子どもたちにどうやって伝えていくのかということについて、過去何十年かで少しずつ弱くしてきたという思いがある。それを取り返していかなければならない。

児童館では、今年の夏、「夏のオアシス クールキッズステーション 児童館においでやす」という事業を実施した。児童館はもともと地域に開放されているが、やはり子どもや子連れの方でないと利用しにくいというイメージがあった。そこで、「家のエアコンを消して児童館にきてください、児童館で一緒に涼みましょう」と呼び掛けることで、節電にも効果があるし、同時に地域の新しい居場所づくり、コミュニティ再生の第一歩という思いを持って、市内の全ての児童館でこの事業に取り組んだ。そうすると、これまで児童館に縁のなかった方も来館していただき、それをきっかけに、子どもと地域の方が仲良くなったり、高齢者の話を聞かせていただいたり、子育て中の親子の交流が深まったりと、少し工夫することで確実に効果が出るということ、こうした児童館の取組の中で実感した。子どもを共に育む京都市民憲章を实践する課題の中でも、ちょっとした工夫や行動が大きな成果につながっていく。その積み重ねではないかと思った。

委員

学校現場を始め、色々なところで色々な取組が行われて、良き社会に向けて、明るさが見えるというお話は、確かにそうだと思う。一方で、民生委員の活動のお話のように難しい部分もある。私も民生児童委員や保護司をしている。地域では、普通の子どもが知らないうちに児童ポルノを撮ったりいたづらをしたりしている。捕まって初めてその重要性に気づく。何気ないところに、魅惑の世界がある。それは、子どもが作っているのではなく、大人や経済界が作っているもので、金が儲かれば良いという風潮、わかっているも見知らぬふりをするという日本

の現状がある。そうした中で、少しでもそこを引き受けられないかと思う。

先日、御所で男性を見かけた。ホームレスの方かもしれない。その人は、分別ができていないゴミ箱を直し、また、猫に餌をあげていた。誰かが捨てた猫の面倒を見ているとのこと。その人が、「サラリーマンでも、組織にすがっているばかりでは見えてこないことがある。自分の足でしっかり立って、世の中を見ないといけない。組織に依存しないよう自問自答していかなければいけない。」という話をした。私はその人を表彰したいと思った。ごみを捨てている大人がいる一方で、そうした人もいる。何気ないところで子どもたちが見ているかもしれない。（その方や、皆さんのお話を聞いて）、明るい社会が築かれているというように感じられ、少しほっとしている。

委員

行動指針の児童虐待対策の部分で、「初産婦」から「望まない妊娠等…」というように言葉がすりかわっている。事業は継続されており、また、「妊娠に関する悩みを抱える方」という表現の中に「初産婦」も含まれるのだと思うが、ぱっと見た印象として、この言葉が消えてしまったのは残念に思う。保健師の訪問によって、親子のつながり、愛着に気づくケースもあると思うので、ここの表現の御検討いただければと思う。

事務局

児童虐待策の項目における表現としては、所管課の見解として、初産婦の方全てが児童虐待の危険があるというわけではないため、「初産婦等」という表現では誤解を生む可能性があり、表現を修正させていただきたいという意図である。

事務局

児童虐待対策の項目において、妊娠期からの支援がなぜ必要かという点についてだが、児童虐待において、子どもの死亡例は0歳児、更には0ヶ月が多い。すなわち、生まれてすぐに亡くなるケースが多いということであり、（生まれてからではなく）妊娠期から、必要とする方に対して支援をしていくことが重要だということで、こうした取組を始めたというのが経過である。この表現は、初産婦に限らず、全てを包括している。

委員

薬物にしろ、ケータイのフィルタリングにしろ、全ての問題について、事象が起きてからガードするということでは、個々の問題にとっても対応できない状況になっている。京都市の子どもは規範意識が低いというデータがある。こうしたデータがあることこそが問題。規範意識を高め、育てる取組をしていかなければ、もぐら叩きのようなもので、これからの社会に対応できない。新聞等で薬物依存や脱法ハーブが取り沙汰されているが、極端な例で言えば風邪薬でも大量に飲めば幻覚を見ることがあり、何が薬物依存なのかはとても規制できる問題ではない。ケータイでも同様で、スマートフォンを使えばフィルタリングもかからず、親がどれだけ見ているつもりでも、子どもたちは目をすり抜けて何でもできる。子どもの意識改革をしていかなければ、答えが出ない。

委員

行動指針に、交通安全対策を加えることは賛成。加えて、異常気象が多発する中で、そうした項目も取り入れてほしい。昨年度から引っかかっているところだが、自然体験活動と、安全対策や異常気象への対策は別項目にした方が良いのではないかと思う。自然体験は情操教育や豊かな人間性を育む部分であり、防災や安全対策、異常気象対策とは一緒にならないように思う。

委員

緊急課題の位置付けだが、どれくらいの期間の幅で緊急とするかを考えなければいけない。例えば10年か、1年かでイメージもすべきことも違ってくる。同じ項目が何年も緊急課題として挙げられているが、何年も続いていることが緊急なのかと疑問に思う。1日を争うものならそうした対策をすべきだし、10年をかけてというものならそれに向けて目指すべき。毎年、緊急課題が項目も内容も変わらず挙げられるということは、行動指針としてはすっきりしないと思う。どこかで、どれかは緊急ではなく基本的にすべきだと位置付けし直す、これは本当に急いでしなければならないものは絞り込んでするというメリハリがないと、ずっと緊急という、みなさん麻痺してしまうので、良い指針とはならないのではないか。大きな組み換えになるかもしれないが。

委員

「子どもの自然体験活動や防災対策、交通安全対策を進めましょう。」という箇所について、自然活動と防災対策は私の中ではつながってくる。つまり、防災、地震、台風、自然への畏敬、そのための自然体験活動はつながりを持ってくる。一方、交通安全対策は別の事柄だと思う。並列して挙げるべきものであって、つまり、交通安全対策は事件事故とすれば、例えば、交通安全対策の場合に、接続詞として「及び」「並びに」「また」など、並列して挙げる関係をここに持たせれば、防災対策と交通安全対策は横並びに並んでいく。

次に、市の対応策は、「防災対策総点検結果に基づく取組や通学路等の安全確保を進める」とすれば、防災対策上の通学路等の安全確保というように、全て防災対策上の対応策というように意味がつながってくるように思う。しかし、ここでいう通学路等の安全確保が、交通安全対策を意味しているのであれば、例えば、「防災対策及び交通安全対策総点検結果に基づく…」とした方が、よりわかりやすくなるのではないか。

文脈の整合性という意味で、市民・市は「被災した子どもと家庭を支援する」で、交通安全が含まれていない。市民は交通安全への協力が必要ないのかととらえられる可能性もあることもあるので、御検討いただければと思う。

委員

私たち、ボーイスカウトの活動では、大人がボランティアの指導者として、子どもたちの成長のために、生活、仕事、時間をマイナス指向的な言い方をすると「犠牲にして」善意で取り組んでいる。ケータイや薬物に走る子どもたちが増えないように、という心意気で活動している。子どもたちの成長を自分の喜びにしているようなところがある。プロの方や子どもの教育

を生業にしている方と違って、全くの善意で、同じようなリスクを背負って活動している。その中で、(行動指針の)「真のワーク・ライフ・バランスを進める」を見ると、市の具体的行動の「待機児童をゼロにする」とあるが、これがワーク・ライフ・バランスなのかと思う。確かに、若いお父さんお母さんは共働きでないと生活できないという現在の社会の仕組は悲しい状況だと思う。しかし、お金を稼ぐ以上の価値が子育てにはある。せめて低学年までは親子でべったりできる、仕事よりも育児に専念できるくらいの環境が欲しいと思う。ボーイスカウトの活動でも、親子での参加を勧めるがどうしても時間が取れない親がいる。また、保育所に預けるなど、頼るのが当たり前の親がたくさんいる。寸暇を惜しんで自分の子どもと時間を共有しようという人が減っているのは寂しい。保育所の待機児童をゼロにするのは目の前の解決かもしれないが、本当の意味での子育てを推進しているとは思えない。その先の、保育所に預けなくても家庭が回るような社会を目指す、そのために、行政がサポートする、方向付けをするというのなら力強いものが得られると感じる。このワーク・ライフ・バランスはもう少し気の利いた施策にならないかと感じた。

委員

行動指針は、基本的方策は「～進めましょう」、緊急課題は「～進めます」という表現になっている。(昨年度策定を審議した立場で) 私にも責任があるが、行動指針を策定する立場ではなく、行動指針をもらった人の立場で改めて見ると「～進めましょう」という表現はしっくりこない。「(私たち市民が) 進めます」と書かれている方が、がんばる気になるかもしれない。

ワーク・ライフ・バランスについては、保育所と幼稚園の立場の違いで言いにくいところもあるが、私も、子どもを育てる主体(保護者等)に返せるまち、施策であることを願っている。子どもは小さい頃に育つところ、器があるからこそ、人間への賛美や自分を守る手立てを持てるのではないかと思う。

緊急課題の部分は、「今の社会の子どもを取り巻く現状」と書いた方が良いのではないか。児童虐待がある、いじめがある、児童ポルノが流通している…というように、事実としてある、そのための対策が必要であるという方が、引き受けられるのではないかと思った。

事務局

多岐に渡る御意見をいただいた。まず、緊急課題については、行動指針の元になる条例で「緊急の方策」と規定しているため、その整合性を含めて検討する必要がある、直ちに文言を変えることは現段階では難しい。今後の方向性としては、いつまでも緊急ではないという御指摘も当然であるので、継続して御議論していただければと思う。

次に、「真のワーク・ライフ・バランス推進計画」についてだが、従来の「ワーク・ライフ・バランス」という語感から来る「仕事と生活の両立」を越えて、京都市としては、男性も女性も、自分を取り巻く様々なつながりを再構築する、単に仕事だけの生活でなく、働く場面と家庭生活と、そして地域ともつながっていくという意味で「真のワーク・ライフ・バランス」として計画を策定した。よく御理解いただくために、計画冊子を後日皆様にお渡ししたい。

その他たくさんの御意見をいただいております、事務局で考え方を整理し、会長と相談したうえ、再度、委員の皆様にご提案したいと思う。

会長

事務局から再度、案を提示していただくという提案である。

交通事故の文言は、昨今の事件を受けて入れたのか、それとも、交通事故が全体に増えているから入れたのか。

事務局

第一義的には、昨今の痛ましい事件を受けて入れたものである。

会長

この問題は、本質的には規範意識の問題だと思う。入れるなら、規範意識のところに入れないと問題がすり替えられるように思う。データ上、京都の子どもの規範意識が低いのは問題だが、これを機会に考えていかなければならない。

委員

憲章を作る前から言っているが、一番大事なことは、大人の姿勢。本当は、子どもの一番身近なPTAや保護者に取り組んで欲しいが、忙しい保護者が多いので、せめて地域の者がということで、地域女性連合会でも、見守り隊などのボランティアに取り組んでいる。交通事故などその時々で色々な問題が出てくるが、やはり大切なのは大人の姿勢。最近、親自身が疲れているように感じる。親が疲れていると子どもも元気がない。周囲が「やいやい」と言いながらも、(取組や効果が)なかなかまとまっていけないのが今の課題。靴の上から搔いているような、歯痒い気がしている。しかし、言う者がいて輪が広がっていくので、届かなくても声を掛け続けている。悩んでいる方がいても、最近では表に出てきにくい。地域の者が少しずつ声を掛けていかなければならないというのが、現状であり、悩みでもある。

会長

多くの御意見をいただいたので、7月に再度日程調整をして、議論させていただきたい。追加で御意見がある委員は、事務局へお寄せいただきたい。

(3) 実践推進者表彰について

事務局

(資料5に沿って説明)

今年度も一定の見直しを行ったうえで、表彰を実施。

変更点としては、まず、応募期間を昨年度の1ヶ月から2ヶ月に拡大する。

次に、選考方法については、昨年度と同様、書類審査を前提としながらも、今回は、委員の皆様による事前の点数評価を導入し、予め候補を10件程度に絞ったうえで、推進協議会の場で最終的には概ね5件の被表彰者を選考していただく。

また、選考基準の明文化を図り、具体例を記載した。選考基準エについては、昨年度は「全市民的への広がり等、他の市民や団体への波及が期待できる」としていたところを、「他の地域や市民への…」という表現に変更した。

実施概要については、昨年度と同様。

委員

23年度は9団体表彰したが、24年度は5つにするのか。

事務局

増減はあると思うが、5団体を目安にする。制限するという意図ではない。

委員

23年度は25件の応募で9団体を表彰し、倍率は2.8倍であった。応募者は前年度の倍率を参考に応募する傾向があるので、今年度倍率を一気にあげると、その翌年度、応募者が減るという可能性がある。コンスタントに応募者を集めようと思うとその辺りの考慮も必要。

また、基準の部分に「永年」とあるが、どのぐらいか。この言葉があると、比較的新しい団体は応募を遠慮するのではないか。

それから、この表彰は、活動内容を表彰するとの意図であるなら、規模の大きい団体は複数の活動をしているので、複数の取組について応募してくる可能性があることを考慮する必要がある。制度が定着すればするほど、応募者の裾野は広がっていくので、検討していただければ。

事務局

表彰件数については、応募総数によって柔軟に対応していく。

「永年」という選考基準については、他の基準で「先進的」と言った表現も入れており、活動期間が短くても先進的な活動については、そこで拾い上げ表彰していきたいと思っている。

多くの団体の複数の活動については、継続的課題と認識しており、今後、皆様の御意見もお聞きして調整していきたい。

会長

この表彰の目的は、活動を活性化したり、活動団体を増やしていくこと。応募が100あれば20団体表彰しても良いが、応募が20であれば5団体程度にしないと、翌年以降表彰する団体がなくなってしまうのも困る。表彰団体については、応募状況を見て柔軟に調整すれば良いと思う。

委員

永年、「京都市市民憲章」の審査委員をしているが、選考基準がきちんとしていないと非常に難しい。区によって、被推薦者（の功績、活動内容）も人数もバラバラで、表彰に差がある。選考の場では、推薦で挙がってきたものを「これはだめだ」と言いにくい面もある。

だから、この「実践推進者表彰」については、推薦基準をきちんと決めていただきたい。表彰件数が今年は5件で来年は15件、その翌年はまた5件となるのはおかしい。5件で行くと決めたら、ある程度の期間は5件で行き、それではやはり少ないとなってから見直せば良い。昨年度始まったばかりの表彰であり、始めにきちんと決めておくことが、行政としても大切。

件数だけはきちんと決めていただきたい。

委員

条例では「顕著な活動」、また選考基準にはア～エと色々あるが、団体の存在に対して表彰するものであり、たくさん出たら良いと思う。

また、表彰することが目的ではないのが前提。活動している団体が何を求めているかと言うと、活動そのものに意味を感じていると思う。加えて、他の団体の励みになるような、それを表現する場があり、みんなでそれを確かめ合えれば、それだけで素晴らしい。「表彰のために」というニュアンスが消えれば消えるほど、この憲章が活かされていくと思う。表彰がなくても、既にして表彰だという気運が高まれば良いと思う。

会長

前回の表彰審査をやってみて、絞り込みが難しいという実感があった。事前の点数制は良い悪いは別にして、1つの手法として導入してみれば良いと思う。その上で、最終的に何件を表彰するのか、委員の皆様で議論できればと思う。

委員

前回、紙だけの審査ではわかりにくいので、別のやり方についてできないかという意見が出ていたが。

事務局

表彰制度の見直しに当たり、事務局で様々な検討、議論を行った。前回いただいていたプレゼンテーションの御提案については、自薦もあれば他薦もあり、時間的制約等々でプレゼンが可能な団体もあれば難しい団体もあるので、公正な審査という観点で差が出てくる可能性があり、今回はプレゼンの導入は見送らせていただいた。始まったばかりの制度でもあり、今回、事前審査制を導入することで、昨年度と比べてどう変わるかも踏まえ、選考方法については、色々な議論をしていく中で、より良い制度にしていければと考えている。

会長

プレゼンについては、1団体5分としても膨大な時間がかかるため、現実問題として難しいと思う。

委員

応募があれば、全て讃えれば良いのではないか。表彰を5件に絞る理由がわからない。毎年、倍々と表彰団体が増えていくほうが、憲章の盛り上がりにもつながると思う。

会長

様々な御意見をいただいた。どれが正しいということはないが、まずは昨年度の応募件数25を越えることが目標かと思う。また御意見があれば、事務局にお寄せいただきたい。

(4) 報告

事務局

(資料 6, 7 に沿って説明)

平成 24 年度子どもを共に育む京都市民憲章の普及啓発に係る京都市の取組について説明。
児童福祉法の改正に伴う「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」の改正について説明。

追加で、「京都まち歩きマップ」約 17,000 部に、子どもを共に育む京都市民憲章の啓発広告を載せ、日本 P T A 全国研究大会で配布するとともに、市内の観光案内所、セブン・イレブンやスターバックスコーヒーなどで配布し、観光客や市民に広報していく旨を報告。